

International Standard for Eligible Impairment

出場資格のある障がいに関する国際基準

2016年9月

はじめに

IPC 競技者クラス分け規程（以後「規程」と表記）の基本的目的は、クラス分けの信頼性を保持し、幅広い層の競技者の参加を促進することである。この目的を達成するために、「規程」はすべての競技に共通するクラス分けの方針と手順を詳述し、すべてのパラスポーツに適用される原則を定める。

国際基準は「規程」を補完するものであり、競技者及びその他の関係者が理解し信頼できる方法で、すべての加盟団体がクラス分けの具体的な諸点を実行できるような技術的及び運用上の基準となっている。

国際基準を遵守することは義務である。選手の判定のための国際基準は「規程」及びその他の国際基準と合わせて読む必要がある。

目的

出場資格のある障がいに関する国際基準の目的はパラスポーツにおいて出場資格のある障がいとは何かを定義し、それにより出場資格のある障がいを有する人々にとってパラスポーツが開かれたものとする事である。

定義

本国際基準は「規程」で使われている定義の用語を使用している。その他に本国際基準の中で別途使用されている用語は以下のとおりである。

Diagnostic Information (診断情報) : 国際スポーツ連盟が出場資格のある障がいまたは潜在的な健康状態の有無を評価する上で必要とされる医療記録及びその他の書類、あるいはそのいずれか。

Eligibility Assessment Committee (出場資格評価委員会) : 出場資格障がいの有無を評価するための特別委員会

Evaluation Session (評価セッション) : クラス分けのために競技者が出席を要求されるクラス分け委員による判定会。これは競技者が障がいの最低程度基準 (Minimum Impairment Criteria) を満たしているかを評価し、また、競技者がその競技に基本的に必要な作業、活動を行うことが可能である程度に従って競技クラス及び競技クラスステータスを割り当てるためのものである。

Head of Classification (クラス分け委員長) : 国際スポーツ連盟が指名し、その連盟内でのクラス分けに関する事柄を監督、管轄、調整、実行する役員

Health Condition (健康状態) : 病状、急性または慢性疾患、障がい、外傷もしくは精神的外傷

Underlying Health Condition (潜在的健康状態) : 出場資格のある障がいにつながる可能性のある健康状態

1 一般規定

- 1.1 「規程」及び国際基準（本国際基準を含む）はある一定の障がい者「出場資格のある障がい」と指定する。
- 1.2 国際スポーツ連盟は当該連盟のクラス分け規則によって、競技に参加を望む競技者は出場資格のある障がいを有していなければならないことを規定しなければならない。本国際基準でいう「競技」とは、競技内の個人種目を含める。
- 1.3 国際スポーツ連盟は当該連盟のクラス分け規則によって、競技者が競技に参加するために有していなければならない出場資格のある障がいを規定しなければならない。また、かかる障がいは恒久的なものでなければならない。

【1.3項に関する補足】

あらゆる出場資格のある障がいを持つ競技者を含む競技（例えば陸上競技、水泳）もあれば、1種類の障がいのみに限定する競技（例えばゴールボール）、また、数種類の障がいの組み合わせに限定する競技（例えば馬術、自転車競技）もある。それぞれの国際スポーツ連盟はいかなる障がいのある競技者に対して競技参加機会を与えるのかを定義しなければならない。

- 1.4 競技者が出場資格のある障がいを有しているか確認するために、国際スポーツ連盟は自由裁量のもと、下記の項目に関する一つあるいはそれ以上の証明を競技者に求めてもよい。
 - 1.4.1 出場資格のある障がい
 - 1.4.2 出場資格のある障がいに恒久性があること、または
 - 1.4.3 潜在的な健康状態

2 出場資格のある障がい

パラリンピックムーブメント（Paralympic Movement）における出場資格のある障がいとは次の通りである。

2.1 筋力障がい

移動するため又は力を出すために随意的に筋肉を収縮させる能力を減少させる、又は失わせるような健康状態を有する場合、筋力障がいを持つ競技者とする。

筋力障がいにつながる潜在的な健康状態の例としては、脊髄損傷（完全又は不完全損傷、対まひ又は四肢まひ又は不全対まひ）、筋ジストロフィー、ポリオ後症候群及び二分脊髄がある。

2.2 他動的な可動域の損傷

他動的可動域の損傷を有する競技者は一か所あるいはそれ以上の関節の他動的運動が制限されているか失われている。

他動的可動域損傷に至る可能性のある潜在的健康状態の例としては、関節拘縮症、及び慢性的関節固定又は関節への外傷の影響に起因する拘縮が含まれる。

2.3 肢欠損

肢欠損を有する競技者は、外傷（例えば外傷に起因する切断）、疾病（例えば骨癌による切断）又は先天的四肢欠損（例えば肢異常）の結果として骨又は関節の一部あるいは全部が欠けている。

2.4 脚長差

脚長差を有する競技者は、四肢の成長阻害あるいは外傷の結果として、脚の長さに相違がある。

2.5 低身長

低身長を有する競技者は、上肢、下肢及び体幹又はいずれかの骨の長さが短い。低身長に至る可能性のある潜在的健康状態の例としては、軟骨発育不全症、成長ホルモン不全及び骨形成不全症が挙げられる。

2.6 緊張亢進症

緊張亢進症を有する競技者は、中枢神経系の損傷に起因する筋張力の増加及び筋伸展能力の減少がある。

緊張亢進症に至る可能性のある潜在的健康状態の例としては、脳性まひ、外傷性脳損傷及び脳卒中発作が挙げられる。

2.7 運動失調症

運動失調症を有する競技者は、中枢神経系の損傷に起因する筋肉運動の円滑な相互作用の欠如がある。

運動失調症に至る可能性のある潜在的健康状態の例としては、脳性小児まひ、外傷性脳損傷、脳卒中発作及び多発性硬化症が挙げられる。

2.8 アテトーゼ

アテトーゼを有する競技者は、継続的かつゆっくりとした不随意運動がある。

アテトーゼに至る可能性のある潜在的健康状態の例としては、脳性まひ、外傷性脳損傷及び脳卒中発作が挙げられる。

2.9 視覚障がい

視覚障害を有する競技者は、目の組織、視覚神経及び視覚経路又は脳の視覚中枢の損傷が原因となって視力が減少しているか、全く失われている。

視覚障がいに至る可能性のある潜在的健康状態の例としては網膜色素変性症及び糖尿病性網膜症が挙げられる。

2.10 知的障がい

知的障がいを有する競技者は、日常生活に必要な概念的、社会的、実地的な適応能力に影響を及ぼすような、知的機能及び適応行動の制限がある。この障がいがあることは18歳以前に確認されていなければならない。

【2項に関する補足】

他にも数多くの障がいは存在するが、パラリンピックムーブメントは「障害別国際スポーツ組織(IOSD)」及び加盟各国による統括組織の創設に端を発する。IPCを創設し、現在はIPCの加盟団体であるIOSDの活動の結果として、今日、パラリンピックムーブメントは10件の出場資格のある障がいを認めている。結果として、その他のいかなる新たな「出場資格のある障がい」もIPC総会の承認を得ることによってのみパラスポーツに導入される。

出場資格のある障がいのリストは揺るぎないリストである。つまり、競技者がパラスポーツに参加するためには上記の出場資格のある障がいの一つに該当しなければならないのである。出場資格のある障がいのリストは出場資格のある障がいに至る可能性のある潜在的健康状態の例も含むが、挙げられた例以外の可能性を排除しない。

3 出場資格不適格の障がい(Non-Eligible Impairment)

3.1 本国際基準に出場資格のある障がいとして記載のないあらゆる障がいは、出場資格不適格の障がいとみなされる。

3.2 出場資格不適格の障がい及び出場資格のある障がいを併せ持つ競技者は、出場資格のある障がいに関して、競技者評価に関する国際基準に従いクラス分けパネルによって評価される可能性がある。但し、クラス分けパネルが競技クラスを割り当てるにあたって競技者が有する出場資格不適格の障がいとその作業に影響を与えないことを前提とする。

【3.2項に関する補足】

例えば、重度の骨関節炎を有する競技者は「他動的可動域の損傷」(出場資格のある障がい)及び「疼痛」(出場資格不適格の障がい)を持っているかもしれない。疼痛があることでクラス分けパネルが評価を行う際に何らかの制限を受ける場合には、

当該競技者は出場資格のある障がいをもたず、競技クラスの割り当てを受けることができない可能性がある。（「競技者評価に関する国際基準 11 項」を参照）

3.3 国際スポーツ連盟の作業に対する一助として出場資格不適格の障がいの例を次に挙げる。これはその他の例の存在を排除しない。

3.3.1 疼痛

3.3.2 聴覚障がい

3.3.3 筋張力低下(Low Muscle Tone)

3.3.4 関節の過剰運動性(Hypermobility of Joints)

3.3.5 関節不安定症、例えば肩関節不安定、再発性肩関節脱臼

3.3.6 筋持久力障がい

3.3.7 動的反射運動機能障がい(Impaired Motor Reflex Function)

3.3.8 心循環系機能障がい

3.3.9 呼吸器機能障がい

3.3.10 代謝機能障がい

3.3.11 顔面けいれん及び衝動症(Mannerisms)、常同症(Stereotypes)及び運動保続(Motor Perseveration)

【3.3 項に関する補足】

3.3 項に挙げた出場資格不適格の障がいのリストはすべてを網羅するものではない。国際スポーツ連盟が出場資格に関する明確な規則及び指針を作成する一助となるよう、このリストを示した。

3.4 出場資格不適格の障がい（上記リストを含むがこれに限定するわけではない）を有するが出場資格のある障がいは有していない競技者は、パラスポーツに参加することを認められない。

4 潜在的な健康状態ではない健康状態

4.1 多くの健康状態は出場資格のある障がいに至るわけではなく、潜在的な健康状態とはみなされない。競技者が出場資格のある障がいに至らない健康状態と潜在的な健康状態を併せ持つ場合には、当該競技者はパラスポーツに参加する資格を有する。

4.2 競技者が以下に挙げる健康状態（下記の健康状態を含むが、必ずしもこれに限定されるものではない）にあるが、潜在的な健康状態の要件を満たしていない場合にはパラスポーツに参加する資格を持たない。

- 4.3 次の健康状態は潜在的な健康状態に至るとは認められない。
- 4.3.1 疼痛を引き起こす主な原因となる健康状態
 - 4.3.2 疲労を引き起こす主な原因となる健康状態
 - 4.3.3 関節の過剰運動性あるいは筋緊張低下症の主な原因となる健康状態
 - 4.3.4 主に心理的又は本質的に心身症的な健康状態
- 4.4 疼痛を起こす主な原因となる健康状態には口腔顔面痛機能障害症候群(myofacial pain-dysfunctional syndrome)、線維筋痛症、複合政局所疼痛症候群が含まれる。
- 4.5 疲労を引き起こす主な原因となる健康状態の例としては、慢性疲労症候群が挙げられる。
- 4.6 過剰運動性あるいは筋緊張低下症の主たる原因となる健康状態の例としては、エーラス・ダンロス症候群(EDS)が挙げられる。
- 4.7 主に心理的又は本質的に心身症的な健康状態の例には、転換性障害あるいは心的外傷後ストレス障害が含まれる。

【4項に関する補足】

本項に示された健康状態は一例に過ぎず、出場資格のある障がいに至らない健康状態は他にも数多くある。国際スポーツ連盟が出場資格に関する明確な規則及び指針を作成する一助となるよう、このリストを示した。

5 出場資格のある障がい及び潜在的な健康状態の立証

- 5.1 国際競技会に出場を望む競技者がクラス分けパネルによる評価セッション（競技者評価に関する国際基準に述べられている）に参加可能となるためには、事前に当該国際スポーツ連盟の出場資格のある障がい認定を得なければならない。
- 5.2 国際スポーツ連盟は、当該競技者が出場資格のある障がいを有することを立証するために、当該競技者が潜在的な健康状態にあることの証明を当人に求めることができる。

【5.2項に関する補足】

競技者が次に挙げる一つ又はそれ以上の出場資格のある障がいにあたるという点に基づいてある競技に参加する意向を持っている場合には、国際スポーツ連盟が当該競技者に対して当人が潜在的な健康状態にあることを証明することを強く推奨される。【筋力障がい、他動的可動域の損傷、緊張亢進症、運動失調症、アテトーゼ、視覚障がい、及び知的障がい】

- 5.3 国際スポーツ連盟は競技者が出場資格のある障がい又は潜在的健康状態（そのような判定が必要な場合には）を有しているか否かを判定しなければならない。国際スポーツ連盟は、かかる判定を下すために、競技者に診断情報の提出を求めることができる。かかる状況で、国際スポーツ連盟は、診断情報の評価に出場資格評価委員会が必要であると思われる場合には、出場資格評価委員会を指名することができる。

【5.3 項に関する補足】

主たる要件は競技者が出場資格のある障がいを有しているか否かの判定である。一部の競技者に関しては、これは単純明快な事実であって、いかなる診断情報も必要としない（例えば競技者が四肢欠損である場合）。それ以外の競技者に関しては、競技者が出場資格のある障がいを有しているか否か、あるいは潜在的健康状態を有しているか否かを国際スポーツ連盟が確認することができるように、診断情報が求められる場合がある。（例えば、国際スポーツ連盟が競技者の有する出場資格のある障がいが恒久性のあるものであることを確認できるように）

国際スポーツ連盟は慎重に決定権を行使し、出場資格評価委員会の設置は競技者が出場資格のある障がい又は潜在的健康状態を有しているか否かを判定する上で専門家の協力が必要であるときにおいてのみに限定しなければならない。例えば、ある競技者は筋力障がいを有しているが、国際スポーツ連盟としてはその筋力障がいの原因及びその筋力障がいが恒久性のあるものか否か、あるいはそのいずれかが定かではない場合が考えられる。その場合には出場資格評価委員会の設置によってその問題の判定が可能になると国際スポーツ連盟は感じるかもしれない。（訳者注：その場合には出場資格評価委員会を設置するのが妥当であろう）

- 5.4 出場資格評価委員会が設置され、診断情報を審議する手順は次の規定を満たさなければならない。
- 5.4.1 クラス分け委員長は関連する国内競技団体に対し、当該競技者に代わって当該団体が診断情報を提出しなければならないことを通知する。クラス分け委員長は如何なる診断情報が求められているのか、及びその情報が求められている理由を説明する。
 - 5.4.2 クラス分け委員長は診断情報の提出期限を定める。
 - 5.4.3 クラス分け委員長は出場資格評価委員を任命する。出場資格評価委員会は可能な限りクラス分け委員長及び必要とされる医学的資格を有する2名の専門家で構成されなければならない。すべての出場資格評価委員はしかなるべき守秘義務の履行に関して署名をしなければならない。
 - 5.4.4 クラス分け委員長が自らが診断情報の評価に関して必要な能力を有していないと確信した場合は、当該クラス分け委員長は診断情報の審議に参加せず、出場資格評価委員会を補佐する。

- 5.4.5 競技者個人及び診断情報の出所に関するあらゆる参考資料はできる限り出場資格評価委員の目に触れないようにする。各委員は診断情報（のみ）を検討してその情報によって出場資格のある障がい者を認定できるか否かの判断をする。
 - 5.4.6 出場資格評価委員会が出場資格のある障がい者を認めた場合には、当該競技者はクラス分けパネルが行う競技者評価を受けることが許される。
 - 5.4.7 当該競技者は出場資格のある障がい者を有しないと評価を出場資格評価委員会が下した場合には、クラス分け委員長はこの決定を書面で関係国内競技団体又は国内パラリンピック委員会に通知する。当該競技団体又は国内パラリンピック委員会はこの決定に関する意見を述べる機会を与えられ、出場資格評価委員会の審議にかけるべきさらなる診断情報を提出することができる。この後に決定が変更された場合には、クラス分け委員長は当該競技団体または国内パラリンピック委員会にその旨通知をする。
 - 5.4.8 決定が変更されなかった場合は、クラス分け委員長は当該競技団体又は国内パラリンピック委員会に対して最終決定通知書を送付する。
 - 5.4.9 出場資格評価委員会は多数決により裁定を行うことができる。クラス分け委員長が出場資格評価委員会の委員であり、提出された診断情報によって当該競技者が出場資格のある障がい者を有しているという裁定に至ることに同意しない場合には、クラス分け委員長はいかなる裁定に関しても拒否権を行使することができる。
- 5.5 国際スポーツ連盟は上記の役割の一つ又はそれ以上をクラス分けパネルに委任することができる。

6 競技クラス不適格(Sport Class Not Eligible)

- 6.1 国際スポーツ連盟がある競技者が出場資格のある障がい者を有しないと結論に至った場合は、当該競技者に対して「競技クラス NE（不適格）」を割り当て、競技クラス C ステータスに指定しなければならない。
- 6.2 出場資格のある障がい者を有しないという理由で競技者が「競技クラス NE」に割り当てられた場合、当該競技者は以後、国際スポーツ連盟が行ういかなる種類の選手評価であってもこれを受ける権利を有しない。また、「競技クラス NE」に関する競技者評価の国際基準の規定は適用されない。
- 6.3 他の国際スポーツ連盟が出場資格のある障がい者を有しないという理由で競技者を「競技クラス NE」に割り当てた場合、当該国際スポーツ連盟は本国際基準第 5 項に詳述されている手順を経ずに同様の措置を講ずることができる。

【6項に関する補足】

出場資格のある障がいをもたない競技者は、パラ競技に参加する資格を持たない。従って「競技クラス NE」に割り当てられなければならない。各国際スポーツ連盟は、クラス分けデータ保護に関する国際基準(International Standard for Classification Data Protection)及び関連するプライバシー保護法の枠内で、この理由で「競技クラス NE」に割り当てられた競技者に関するデータを共有することが奨励される。クラス分けパネルによる「競技クラス NE」の割り当ては、競技者評価に関する国際基準に規定されているように、自動的に他のクラス分けパネルによる評価の対象となる。競技者が出場資格のある障がいをもっているか否かに関する「決定」に関しては、たとえそれが国際スポーツ連盟によって決定権を付与されたクラス分けパネルによる決定であっても、そのような自動的再審査の対象となるものではない。